

## 広島市災害通訳ボランティア制度運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、災害時において、日本語の理解が十分でないために、必要不可欠な情報を得ることやコミュニケーションをとることが困難な外国人を支援することを目的として、外国人の相談や問い合わせに対する通訳、様々な機関からの依頼に基づく通訳などの活動を行う災害通訳ボランティア制度及び災害通訳ボランティア（以下「ボランティア」という。）の登録、活動内容等の運営に関して必要事項を定めるものとする。

(ボランティア対象者)

第2条 この制度の対象となるボランティアは、次のすべてに該当する者とする。

- (1) 18歳以上の者（高校生を除く。）
- (2) 日本語を母語とする者は他言語で、日本語以外を母語とする者は日本語で、日常生活に困らない会話ができる程度の語学力を有する者

(ボランティアの活動等)

第3条 ボランティアとして登録した者（以下「登録ボランティア」という。）の活動内容は次のとおりとする。

- (1) 広島市災害多言語支援センター（「災害時の外国人等支援体制整備要領」に基づき広島市災害対策本部体制発令時で市民局長が必要と認めるときに設置する組織。以下「センター」という。）での外国人からの相談・問い合わせに対する通訳
  - (2) 多言語による情報を提供するための翻訳
  - (3) 避難所での通訳及び情報収集並びに活動内容のレポート作成
  - (4) その他災害時における外国人市民等への支援
  - (5) 外国人市民を対象とした防災啓発活動、防災訓練等での通訳
  - (6) 広島市が実施する研修への参加
- 2 登録ボランティアは、前項の活動については、センターの総括責任者又は市長の要請により行うものとする。

(ボランティアの登録)

第4条 ボランティアの登録を希望する者は、広島市災害通訳ボランティア登録申込書(様式1)を市長に提出しなければならない。

- 2 書類審査を行った結果、第2条の規定に適合すると認めた場合は、広島市災害通訳ボランティア登録簿（様式2）に登載し、申込者に広島市災害通訳ボランティア登録証（様式3）を交付するものとする。
- 3 登録ボランティアは、登録申込書に記載した内容に変更が生じたときは速やかに広島市災害通訳ボランティア登録事項変更届（様式4）を市長に提出しなければならない。
- 4 登録ボランティアは、活動を停止しようとするときは、広島市災害通訳ボランティア登録抹消届（様式5）を市長に提出するとともに、広島市災害通訳ボランティア登録証（様式3）を返却しなければならない。
- 5 市長は、登録ボランティアから前項に掲げる届出があった場合又は登録ボランティアが次の各号のいずれかに該当する場合は、登録ボランティアの登録を抹消するものとする。
  - (1) 連絡不可能となったとき。
  - (2) 登録ボランティアとしてふさわしくない行為等を行ったと認められるとき。

（損害補償）

第5条 登録ボランティアが第3条第1項各号の活動中の事故により死亡、けが、若しくは後遺障害が生じた場合又は他人の身体や財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合は、広島市が加入する市民活動保険の支払限度額の範囲において、その経費の全部又は一部を負担する。

（費用負担）

第6条 第3条第1項各号（第5号を除く。）の登録ボランティアの活動に要する交通費（現物支給を含む。）については、第8条の委任規定により定める。

（ボランティアへの報酬）

第7条 登録ボランティアの活動に対する報酬は支給しない。

（委任規定）

第8条 この要領に定めるもののほか、この制度の実施について必要な事項は、市民局長が定める。

附 則

この要領は、平成27年5月15日から施行する。

この要領は、平成31年2月1日から施行する。